

各保育・教育施設設置者様  
施設長・園長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

## 保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について（その2）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる、保育所等における臨時休園等の対応につきましては、これまで「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等について」（令和2年4月17日付 こ保運第374号）及び「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について」（令和2年7月22日付 こ保運第2118号）に基づきご対応をいただいているところですが、昨今の状況の変化等を踏まえ、区への報告基準等について、改定します。

修正後の各資料を送付しますので、今後は本通知に基づき園と本市（区及びこども青少年局）で調整のうえ対応してまいりますので、予め、御確認くださいますようお願いいたします。

### 【主な変更点】

当初通知（4月17日）時点と比べ、PCR検査等の受診や濃厚接触者に特定されるケースが増加しています。迅速な対応を行うため、以下のとおり変更します。

	従来の取扱い	本通知による変更後
区への報告基準	<p>&lt;職員の場合&gt;</p> <p>①「<u>感染症帰国者・接触者相談センター等</u>」に相談をする段階。 <u>（①に至る前の発熱等の症状がある場合も区にご相談ください。）</u></p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合</p> <p>③PCR検査の結果、陽性となった場合</p> <p>&lt;児童の場合&gt;</p> <p>①「<u>感染症帰国者・接触者相談センター等</u>」に相談をする段階。 <u>（①に至る前の発熱等の症状がある場合も区にご相談ください。）</u></p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合</p> <p>③PCR検査の結果、陽性となった場</p>	<p>&lt;職員の場合&gt;</p> <p>①<u>新型コロナウイルスにかかる検査を受診することが決まった場合</u> ※無症状の職員が自主的に（保険適用外で）受診した場合を除く</p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合（同居家族が陽性になった場合など）</p> <p>③検査の結果、陽性となった場合</p> <p>&lt;児童の場合&gt;</p> <p>①<u>新型コロナウイルスにかかる検査を受診することが決まった場合</u></p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合（保護者が陽性になった場合など）</p> <p>③検査の結果、陽性となった場合</p>

<p>保護者への周知文について</p>	<p>保護者へのお知らせについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童・職員が陽性になった場合 区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。</li> <li>2 関係者が濃厚接触者になった場合</li> <li>3 関係者がPCR検査受診の期間中 園として周知が必要だと判断した場合、区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。</li> </ol>	<p>保護者へのお知らせについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童・職員が陽性になった場合 区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。【変更なし】</li> <li>2 関係者が濃厚接触者になった場合</li> <li>3 関係者が新型コロナウイルスにかかる検査受診の期間中 園として周知が必要だと判断した場合、区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。 <u>ただし、2、3の場合には事前に送付しているひな型から①「園関係者」など感染者の特定につながる部分を修正する場合や、②登園自粛につながる可能性のある加筆を行う場合は、区と事前に文言の調整を行ってください。</u> なお、文言の調整が不要な場合も、事後に区に保護者への周知文を送付してください。</li> </ol>
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【添付資料】

- (1) 保育所等における臨時休園の判断基準の改定について  
【別添】保育所等における新型コロナウイルスの区への報告基準
- (2) 新型コロナウイルスの対応フロー図  
(職員の場合・在園児の場合・在園児の家族の場合)

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564

## 保育所等における臨時休園の判断基準の改定について（その2）

令和2年10月改定

本基準については、保育所等という事業の性質に鑑み、こども青少年局として対応を整理したものです。なお、区への報告が必要な場合及び保護者への周知文を区に事前確認が必要な場合について、【別添】「新型コロナウイルスに係る区への報告基準等について」にまとめましたので、ご参照ください。また、対応方法等でご質問やご不安な点等がありましたら、所在区のこども家庭支援課にお問い合わせください。

## 1 関係者が新型コロナウイルスの陽性となった場合

## (1) 保健所による行動調査前\*

※行動調査：園関係者が検査の結果陽性になった場合、園児、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が園訪問するなどにより行う調査です。

① 職員が陽性の場合【区と調整の上、全保護者に周知※<sup>1</sup>】

全ての園関係者に濃厚接触者となる可能性があることから、行動調査が終了するまで園全体を一時、完全休園。

② 在園児が陽性の場合【区と調整の上、全保護者に周知※<sup>1</sup>】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【任意で保護者にお知らせ※<sup>2</sup>】

- ア 在園児の同居の家族（送迎実施者）が陽性の場合  
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。  
陽性となった在園児の家族と接触した保育士について、行動調査が終了するまで出勤を停止。
- イ 在園児の同居の家族（送迎の実施なし）が陽性の場合  
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。

※<sup>1</sup> 保護者へのお知らせについて  
園の運営に影響が出る場合には、①個人情報に配慮しながら、②該当者の同意を得るなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、保護者全員にお知らせをしてください。  
また、お知らせをした際は、こども青少年局にもお知らせを送っていただくようお願いします。

## (2) 行動調査終了後

## ① 職員が陽性の場合【区と調整の上、全保護者に周知】

<園の対応>

【職員又は園児に濃厚接触者がいる場合】

◎保健所の行動調査に基づく濃厚接触者は全員がPCR検査等（※末尾参照）を受診。

- ・PCR検査等の結果が出るまでの間は引き続き完全休園。
- ・PCR検査等の結果によって園の対応を決定。

ア 全員が陰性の場合：濃厚接触者の健康観察期間については、原則休園を継続しつつ、特に保育が必要な園児（濃厚接触者を除く）の保育の提供（※）。

イ 陽性者が出た場合：新たに行動調査を実施し、濃厚接触者の特定とPCR検査等を実施。濃厚接触者全員が陰性となるまでの間は引き続き完全休園。

※休園期間中の保育の提供は原則自園で行う。ただし、濃厚接触者に特定された職員が多く、当該園で保育が提供できない場合には、他園での代替保育を実施。

【職員又は園児に濃厚接触者がいない場合】

再開日を園と市で調整のうえ、保育を再開

<濃厚接触者に特定された場合の対応>

◎該当者全員がPCR検査等を受診。

- ・陽性になった場合、医療機関及び保健所の指示に従い、療養が終了するまでの間は登園・出勤を停止（就業制限）。
- ・陰性になった場合でも、保健所が指定する健康観察の期間は、登園・出勤を停止。

＜濃厚接触者に特定されない場合の対応＞

- ・濃厚接触者の全員の陰性が確認できるまで、全員自宅待機。
- ・濃厚接触者の全員の陰性が確認された場合、特に保育が必要な場合のみ登園・出勤可。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【任意で保護者にお知らせ<sup>※2</sup>】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。

園内消毒を実施するなど、園運営に影響が出る場合、陽性となった該当者が特定されない形で、全保護者に周知。

2 関係者が濃厚接触者となった場合【任意で保護者にお知らせ<sup>※2</sup>】

① 職員が濃厚接触者の場合

当該職員の出勤停止。

② 在園児が濃厚接触者の場合

当該子どもの登園停止。

③ 在園児の家族が濃厚接触者の場合 ※区への報告は不要です。

当該家族による送迎を停止。

3 関係者がPCR検査等受診の期間中【任意で保護者にお知らせ<sup>※2</sup>】

① 職員が受診中の場合

② 在園児が受診中の場合

③ 在園児の家族が受診中の場合 ※区への報告は不要です。

診断が確定するまでは通常通り保育所を開所。

検査受診者は診断が確定するまで登園・出勤・送迎を停止。

※2 任意で保護者にお知らせについて

保護者全員へお知らせしたいとお考えの場合は、①新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、人権に十分配慮することや、②該当者の同意を得ることなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、保護者全員にお知らせをしてください。

なお、事前に送付しているひな型から個人情報や登園の可否に係る部分を修正しない場合は、区との事前調整は不要です。事後で構いませんので、区に保護者への周知文を送付してください。

【PCR検査等について】

現在はPCR検査以外にも、抗原検査において陽性の検査結果が出た場合も同様の対応を行っています。

## 新型コロナウイルスに係る区への報告基準等について

### 1 新型コロナウイルス発生情報の報告基準

下表のとおりとしますが、報告不要な案件であっても、対応方法等でご質問やご不安な点等がありましたら、所在区の子ども家庭支援課にお問い合わせください。

対象者	有症状	PCR 検査または 抗原検査を受診	濃厚接触者に 特定	陽性
児童	不要	必要	必要	必要
職員	不要	必要	必要	必要
児童・職員の同居家族 (保護者等)	不要	不要	不要	必要
それ以外 (別居の親 族、保護者の同僚 等)	不要	不要	不要	不要※

必要※：無症状の職員が自主的に（保険適用外で）検査を行った場合は報告不要

不要※：児童や職員が濃厚接触者に特定された場合は必要

例) ①児童が濃厚接触者に特定された →要報告

②職員が風邪等の症状で休んでいる→報告不要（PCR 検査又は抗原検査を受ける段階で報告してください。）

③職員の別居の家族が陽性になった→報告不要（職員が濃厚接触者に特定された場合は報告してください）

④保護者の職場で陽性の人がいる →報告不要（対応に困った場合はご相談ください）

### 2 保護者への周知文の区への事前確認

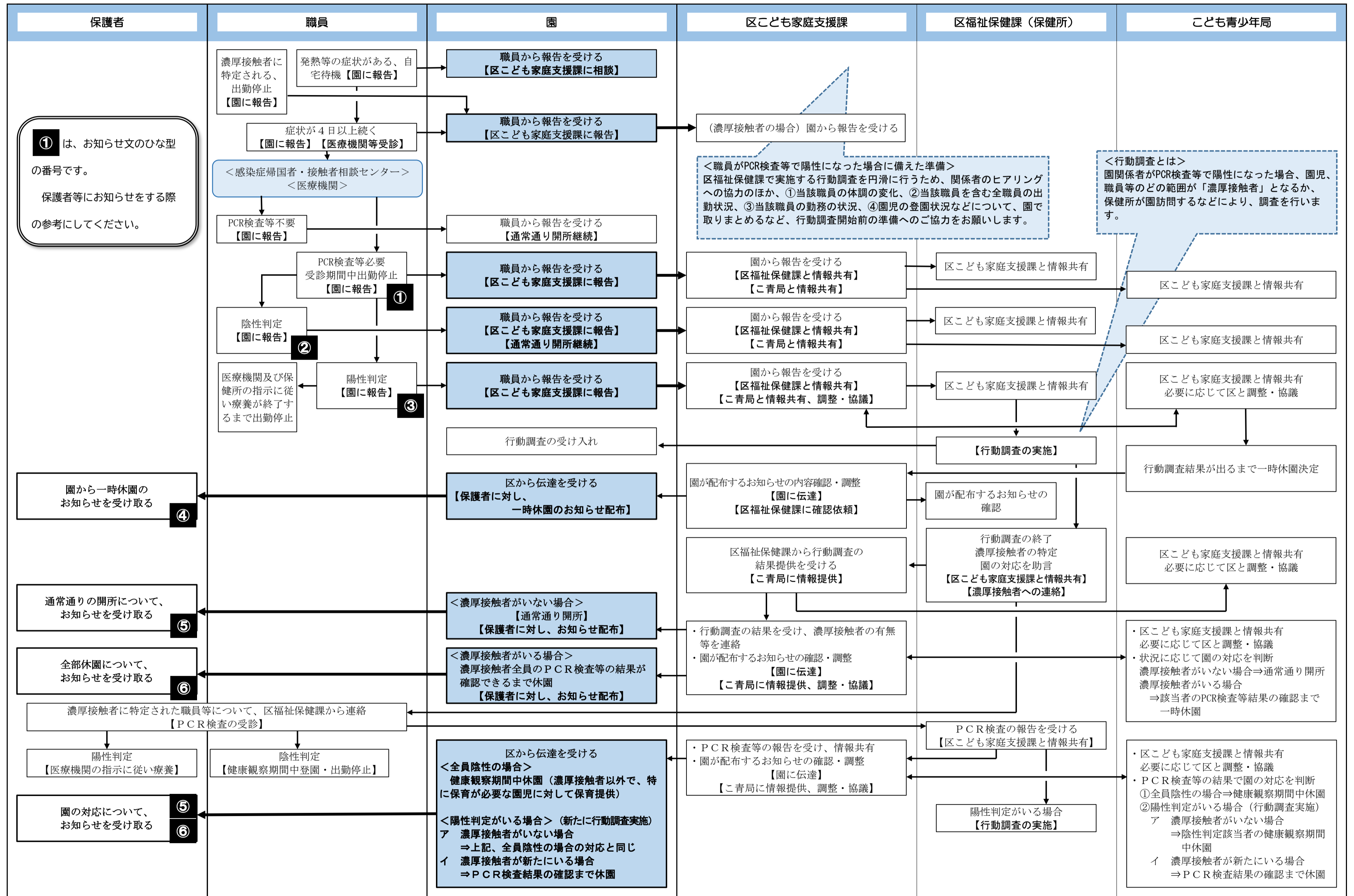
(1) 児童・職員が陽性の場合（休園の可能性あり）

必ず事前に区と調整のうえ、周知をしてください。

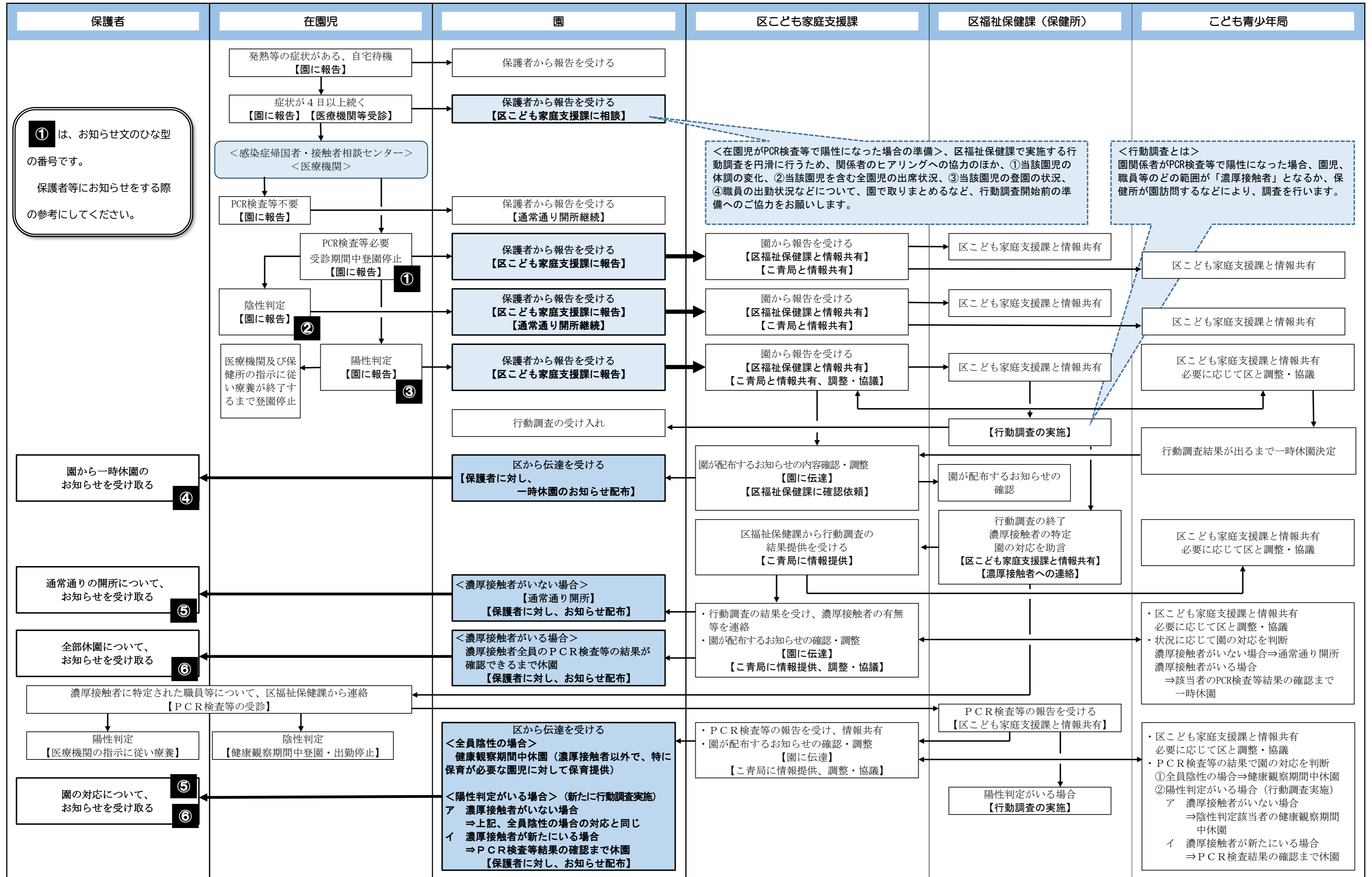
(2) それ以外（休園の可能性なし）

保護者周知は園が任意でご判断ください。周知を行う場合は、事前に送付しているひな型から①「園関係者」など感染者の特定につながる部分を修正する場合や、②登園自粛につながる可能性のある加筆を行う場合は、区と事前に文言の調整を行ってください。なお、文言の調整が不要な場合も、事後に区に保護者への周知文を送付してください。

保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：①職員の場合）



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：②在園児の場合）



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：③在園児の家族の場合）

